

鉾田市学校跡地利用基本方針

平成 28 年 10 月

鉾 田 市

目 次

1	策定の背景と目的	1
2	学校跡地利用の基本的な考え方	2
	(1) 行政需要への対応と公共施設量の適正化	
	(2) 地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた活用	
	(3) 民間事業者等による活用	
	(4) 中・長期的な視野に立った活用	
	(5) 耐震強度のない施設等	
	(6) 土地利用者への土地の返還	
3	跡地利用における優先順位	3
	(1) 本市事業による活用	
	(2) 公共・公益的団体等による活用	
	(3) 民間事業者等による活用	
4	利活用にあたっての配慮と暫定利用	4
	(1) 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮	
	(2) 地域防災への配慮	
	(3) 暫定利用	
5	検討の進め方	5
	(1) 公共・公益的団体等による活用意向の把握	
	(2) 跡地利用の検討手順	
6	本市事業以外による活用にあたっての考え方	6
	(1) 事業の選定基準	
	(2) 活用の手順	
	(3) 応募資格	
	(4) 地域住民への開放について	
	(5) 活用者の決定	
7	対象施設の概要	
	(1) 鉾田北中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H28年度〕	7
	① 巴第一小学校〔平成28年3月閉校〕	8
	② 大和田小学校〔平成28年3月閉校〕	9

目 次

③ 舟木小学校〔平成28年3月閉校〕	10
④ 徳宿小学校〔平成28年3月閉校〕	11
⑤ 青柳小学校〔平成28年3月閉校〕	12
(2) 鉾田南中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H31年度〕	13
① 当間小学校〔平成31年3月閉校〕	14
② 鉾田小学校〔平成31年3月閉校〕	15
③ 諏訪小学校〔平成31年3月閉校〕	16
④ 新宮小学校〔平成31年3月閉校〕	17
⑤ 大竹小学校〔平成31年3月閉校〕	18
⑥ 野友小学校〔平成31年3月閉校〕	19
⑦ 串挽小学校〔平成31年3月閉校〕	20
(3) 大洋中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H34年度〕	21
① 上島東小学校〔平成34年3月閉校〕	22
② 上島西小学校〔平成34年3月閉校〕	23
③ 白鳥東小学校〔平成34年3月閉校〕	24
④ 白鳥西小学校〔平成34年3月閉校〕	25
(4) 旭中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H37年度〕	26
① 旭東小学校〔平成37年3月閉校〕	27
② 旭南小学校〔平成37年3月閉校〕	28
③ 旭西小学校〔平成37年3月閉校〕	29
④ 旭北小学校〔平成37年3月閉校〕	30

8 資料編

(1) 鉾田市有財産最適活用検討委員会設置要綱（平成28年2月25日訓令第6号）	31
(2) 公立学校施設の財産処分の手続き	32
(3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進について	34
(4) 鉾田市総合計画後期基本計画【2012～2016年度】	35
(5) 第2次鉾田市行政改革大綱【平成26年度～30年度】	35
(6) 鉾田市公立学校施設再編計画基本構想（基本計画）	36
(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	37
(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	37

1 策定の背景と目的

少子化の進行により、児童生徒数が減少し、学校の小規模化が進み、平成24年3月に銚田市教育委員会において「銚田市公立学校施設再編計画」を策定し、再編計画のもと新設の統合小学校整備に着手しています。最初の統合小学校となる銚田北小学校が平成28年3月に完成し、5校が閉校となりました。

公共施設については、平成26年4月22日付で総務大臣より地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定要請があり、人口減少等による公共施設等の利用需給の変化を予想し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置の実現が求められています。

このような情勢を受け銚田市においても、銚田市総合計画後期基本計画、第2次銚田市行政改革大綱等において、効率・効果的な行財政の運営及び公共施設の効率的な設置・運営について、課題と施策を示しています。

このように、効率・効果的な行財政運営が求められている中、再編計画に基づき統合小学校の整備が行われています。閉校による小学校跡地の有効活用に向け、公共施設の保有など最適化を検討し、効率・効果的な行財政運営を図り、民間活用のあり方も含め、「銚田市学校跡地利用基本方針」を定めることとします。

《参考》

	学 区	建築年度	建築場所	規 模 (校舎+運動場)	児童数
1	銚田北中学校区	27年度末	中学校周辺	18,217 m ²	443人
2	銚田南中学校区	28～30年度末	中学校周辺	23,299 m ²	800人
3	大洋中学校区	31～33年度末	中学校周辺	18,217 m ²	356人
4	旭中学校区	34～36年度末	中学校周辺	18,217 m ²	341人

出典：銚田市公立学校施設再編計画基本構想（基本計画）

2 学校跡地利用の基本的な考え方

(1) 行政需要への対応と公共施設量の適正化

学校跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、今後の行政需要を勘案し、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策との整合性、市が保有する資産の圧縮と維持管理費用等の適正化にも留意した上で、必要となる事業用公共・公益施設としての利活用を検討し、施設量の最適化を目指します。

(2) 地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設であり、地域住民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリックな存在となってきました。

学校がこうした役割や機能を担ってきた経緯を踏まえ、跡地の利活用にあたっては、地域の意向、ニーズに配慮した活用方法を検討します。

(3) 民間事業者等による活用

公共施設については、維持管理、更新、処分等、公共資産を効果的に活用するための取り組みが不可欠となりますが、すべての小学校が統合すると、統合前と比べ地方交付税が減少するなど、財政運営の改善と効率化のために、民間事業者等へ学校跡地の売却や有償貸付を行うなどの活用についても検討します。

(4) 中・長期的な視野に立った活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要への対応など多様化、高度化する市民ニーズを考慮して、将来を見通した活用を検討します。

(5) 耐震強度のない施設等

昭和56年に改正された建築基準法の耐震基準を満たしていない施設は、耐震補強をせずに解体します。また利用が見込まれないプールについても、原則撤去します。

(6) 土地所有者への土地の返還

借地している土地は、当該学校跡地での事業展開の必然性が特に認められない限り、原則として速やかに所有者へ土地の返還を行うものとします。

3 跡地利用における優先順位

跡地利用にあたっての優先順位は、前述「2 学校跡地利用の基本的な考え方」を踏まえた上で、(1) 本市事業、(2) 公共的・公益的な団体による事業、(3) 民間事業の順とします。

(1) 本市事業による活用

対象地において、市が行政目的で活用（転用）することが検討される場合は、事業展開の可能性を優先して検討します。

(2) 公共・公益的団体等による活用

他の公共団体や、福祉・教育施設など公益的な事業を民間事業者等が行う要望等があれば、これら事業展開による活用を検討します。

地域活動を支える地域コミュニティの場として、地域が施設の利活用、維持管理、運営など事業計画等の提示により、学校跡地を利活用したい要望があったときは、利活用内容を精査した上で、検討するものとします。

(3) 民間事業者等による活用

公共・公益的な活用が見込まれない跡地については、売却を基本に有償貸付も含め、民間事業者等による活用を検討します。

民間事業者などの他団体を活用した跡地利用については、市域全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともにより市や地域へ与える影響などを十分に考慮した上での活用とします。

4 利活用にあたっての配慮と暫定利用

(1) 社会教育活動・地域コミュニティへの配慮

学校施設やグラウンドの多くは、地域への開放を通じて、スポーツ振興の場、地域活動の場としての役割も果たしてきたことから、これまでの利用団体に配慮しつつ本市の活性化や地域振興に資するよう、小学校跡地の最大限の有効活用を図ることを目的とします。

(2) 地域防災への配慮

学校跡地は、市の避難場所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利用の検討にあたっては、防災拠点施設としての機能面への配慮も行うものとします。

(3) 暫定利用

学校施設については、閉校となった後に、教育財産としての用途廃止の手続きに相應の時間を要します。

用途廃止手続き等

- ・ 国庫補助の財産処分手続き
- ・ 不要となる施設等の撤去・除却（非耐震施設、プール除却、不要遊具等の撤去）
- ・ 電気設備、給排水設備の切替
- ・ 借地の返還（借地に建物が所在する場合には、当該建物の除却、又は土地の交換などにより、跡地の利活用に際して土地の又貸しとならぬよう対応）

これらの手続きについては、閉校後の処理となるため、閉校後ただちに利活用が図れるものではありません。また、本市事業又は他の公共・公益的団体による転用計画が無いとき、民間事業者への活用を検討する場合においても、国庫補助事業による処分制限により直ちに売却や有償貸付ができない施設もあります。

このような状況を踏まえ、具体的な活用が図られるまで（概ね3年間程度）、校庭や体育館については、「小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第35号）」に準拠し、地域コミュニティ活動の場として、地域に開放いたします。

地域住民や利用団体の自主責任による暫定利用を通じて、地域のニーズや利用状況について集約し、利用計画に反映させるものとします。

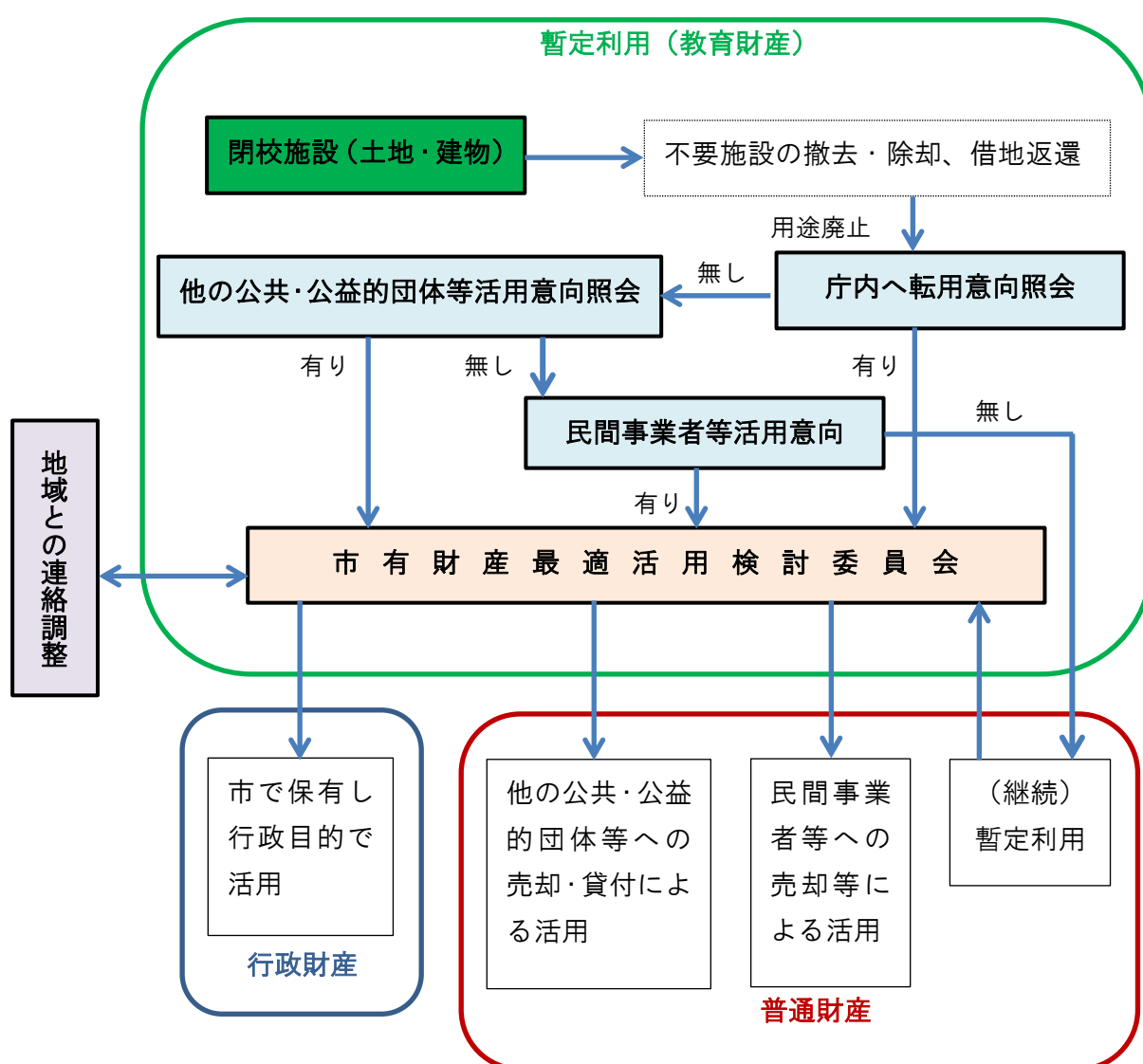
5 検討の進め方

(1) 公共・公益的団体等による活用意向の把握

庁内照会や各部署とのヒアリング等による公共での活用意向の把握、また、各部署において関係団体等の公共的な活用意向も調査しながら、市有財産最適活用検討委員会を通じて検討を進めます。

(2) 跡地利用の検討手順

閉校となる学校跡地の利活用計画の策定及び実施等については、以下の手順で進めます。



※国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に、補助目的外に転用等する場合は、財産処分手続が必要となります。《 8 資料編（2）公立学校施設の財産処分の手続 》参照

6 本市事業以外による活用にあたっての考え方

(1) 事業の選定基準

本市の政策課題への対応に資する事業や地域の活性化に資する事業とし、地域の意向も尊重して、事業者の健全性、事業内容の安定性・継続性とともにより市や地域へ与える影響などを考慮するものとします。

(2) 活用の手法

本基本方針に基づき、個々の学校跡地ごとにあらかじめ地域住民等の意向を把握した上で、学校跡地利活用者募集要項を作成し、事業提案型の一般公募により、事業計画書の提出を受けて、売却もしくは有償貸付を行うものとします。

(3) 応募資格

応募資格については、個人、企業、団体等(市内・市外を問わない)とし、次の要件を満たすことに留意するものとします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 事業実施に向けて財政的な裏付けが確保できる者であること。

ウ 最近1年間の国税・地方税を滞納していないこと。

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。

オ 宗教活動・政治活動が利用目的でないこと。

カ 公益を害するおそれがないこと。

(4) 地域住民への開放について

地域コミュニティへの配慮として、募集要項に災害時の避難場所、訓練場所として地域住民が体育館、グラウンドを使用できることとし、また、地域行事、スポーツ活動として地域住民が体育館、グラウンドを使用できることを条件とすることを考慮します。

(5) 活用者の決定

提出された活用提案を銚田市有財産最適活用検討委員会において総合的に審査・検討し、活用者を決定します。ただし、審査・検討の結果、活用者の選定に至らない場合は再募集を行うものとします。

7 対象施設の概要

(1) 銚田北中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H28 年度〕

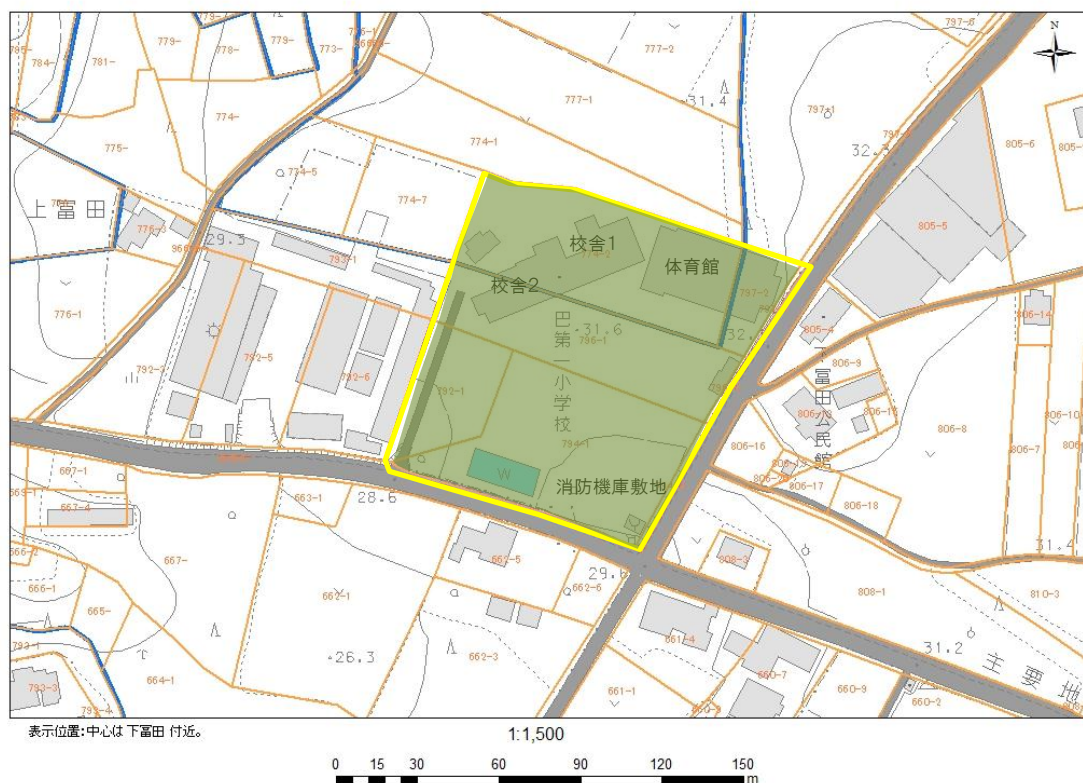
学校名		①	②	③	④	⑤
項目		巴第一小	大和田小	舟木小	徳宿小	青柳小
敷地面積		12,665 m ² 消防機庫含む	9,969 m ² 他に赤道有	10,906 m ² 他に借地赤道有	16,970 m ²	12,854 m ² 他に借地赤道有
校舎1	建築年	S44.4	S42.3	S44.3	S48.2	S45.1
	構造	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	2	2	2	2	2
	延床面積	870 m ²	1,418 m ²	1,413 m ²	938 m ²	1,284 m ²
	耐震診断	0.42	0.33	0.57	0.79	0.60
	国庫補助	S43	S41	S43	S47	S44
校舎2	建築年	S45.1	H2.3		S49.1	S48.3
	構造	RC	S		RC	RC
	階層	2	1		2	1
	延床面積	678 m ²	171 m ²		1,167 m ²	211 m ²
	耐震診断	0.42	—		0.79	1.33
	国庫補助	S44	—		S48	S47
体育館	建築年	H6.3	H5.3	S63.2	H11.12	H8.3
	構造	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	2	2	2	2	2
	延床面積	918 m ²	881 m ²	802 m ²	1,031 m ²	883 m ²
	耐震診断	—	—	—	—	—
	国庫補助	H27	H27	H2	H27	H27
その他	建築年			S45.3	S60.3	
	構造			RC	RC	
	階層			2	2	
	延床面積			391 m ²	478 m ²	
	耐震診断			0.35	—	
	国庫補助			S44	S59	
				講堂兼体育館	校舎3	

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

① 巴第一小学校〔平成28年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市下富田 796 番地 1

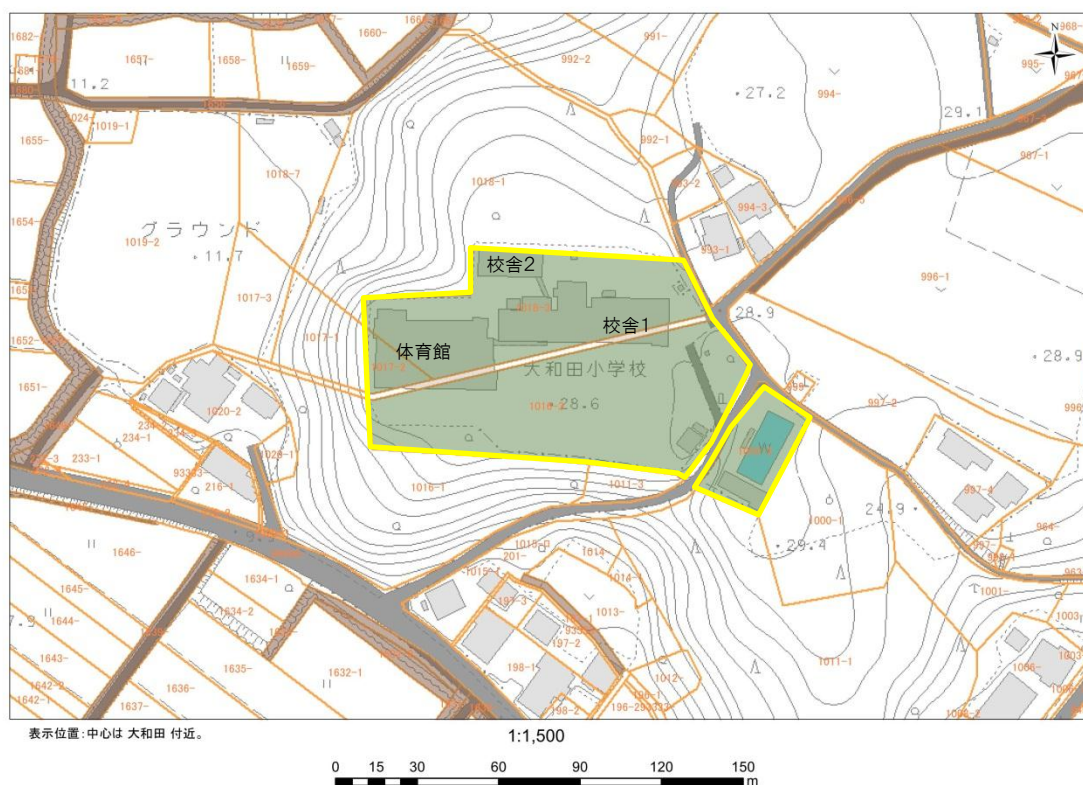
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	(解体撤去) S44 築 RC 造 2F 870 m ²	×	S43
	校舎 2	(解体撤去) S45 築 RC 造 2F 678 m ²	×	S44
	体育館	H6 築 RC 造 2F 918 m ²	○	H27
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	(解体撤去) 合併/接触曝気 70 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：12,665 m ² (消防機庫敷地含む)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

② 大和田小学校〔平成28年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市大和田 1018 番地 3

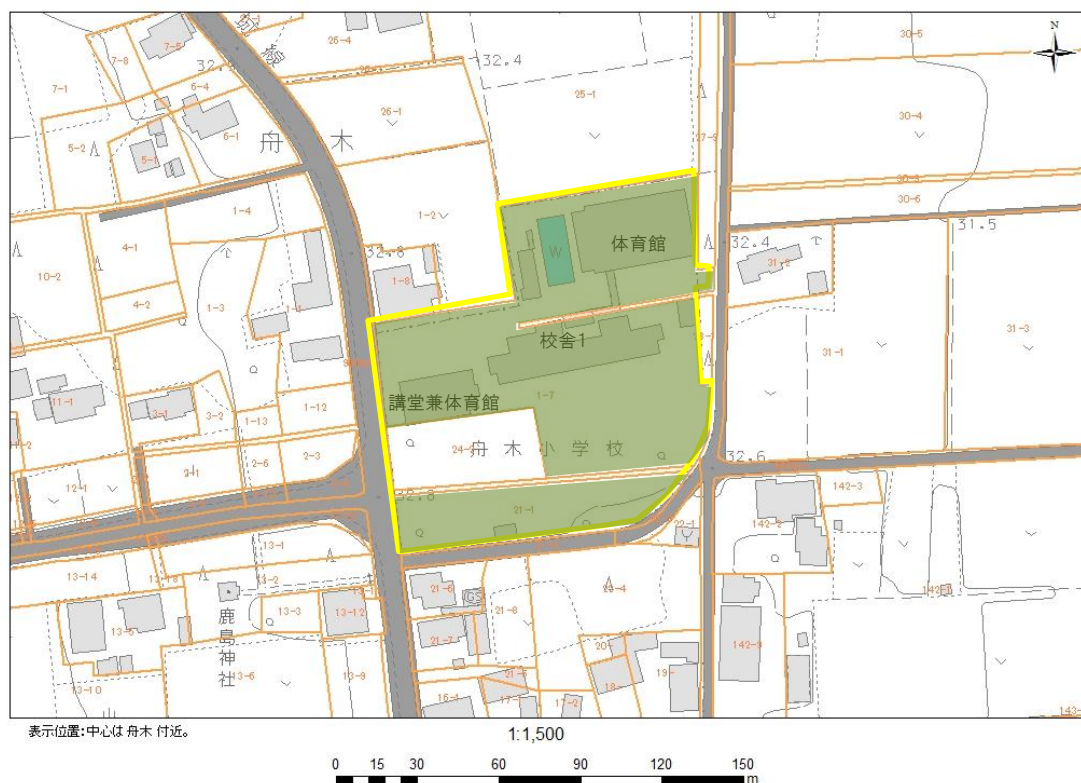
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1	(解体撤去) S42 築 RC 造 2F 1,418 m ²	×	S41
	校舎2	H2 築 S 造 1F 171 m ² (旧幼稚園舎)	○	—
	体育館	H5 築 RC 造 2F 881 m ²	○	H27
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	(解体撤去) 合併/接触曝気 90 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：9,969 m ² (赤道含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

③ 舟木小学校〔平成28年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地

緑色区域 市有地

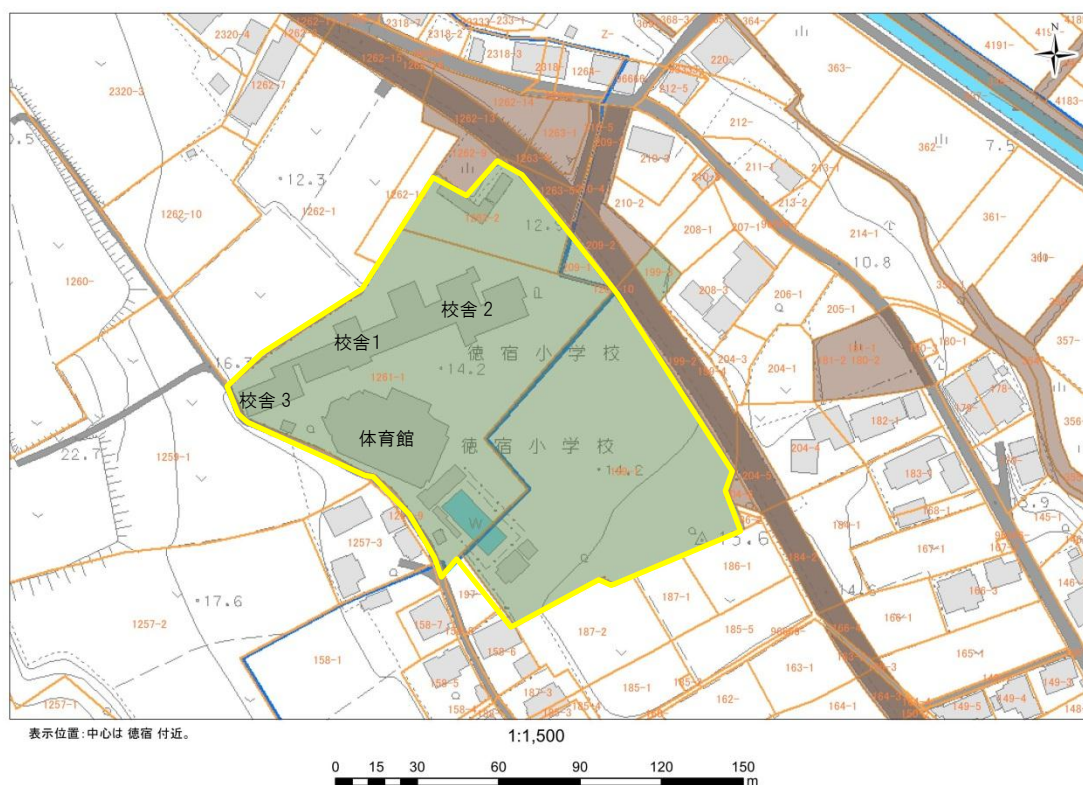
【施設概要】 代表所在地：銚田市舟木1番地7

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1	(解体撤去) S44 築 RC 造 2F 1,413 m ²	×	S43
	講堂兼体育館	(解体撤去) S45 築 RC 造 2F 391 m ²	×	S44
	体育館 ※投票所	S63 築 RC 造 2F 802 m ²	○	H2
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	(解体撤去) 合併/担体流動生物濾過 50 人槽 ※農業集落排水未接続公共枙有		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：10,906 m ² (赤道、借地含まず)		

7 対象施設の概要

④ 徳宿小学校〔平成28年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市徳宿 1261 番地 1

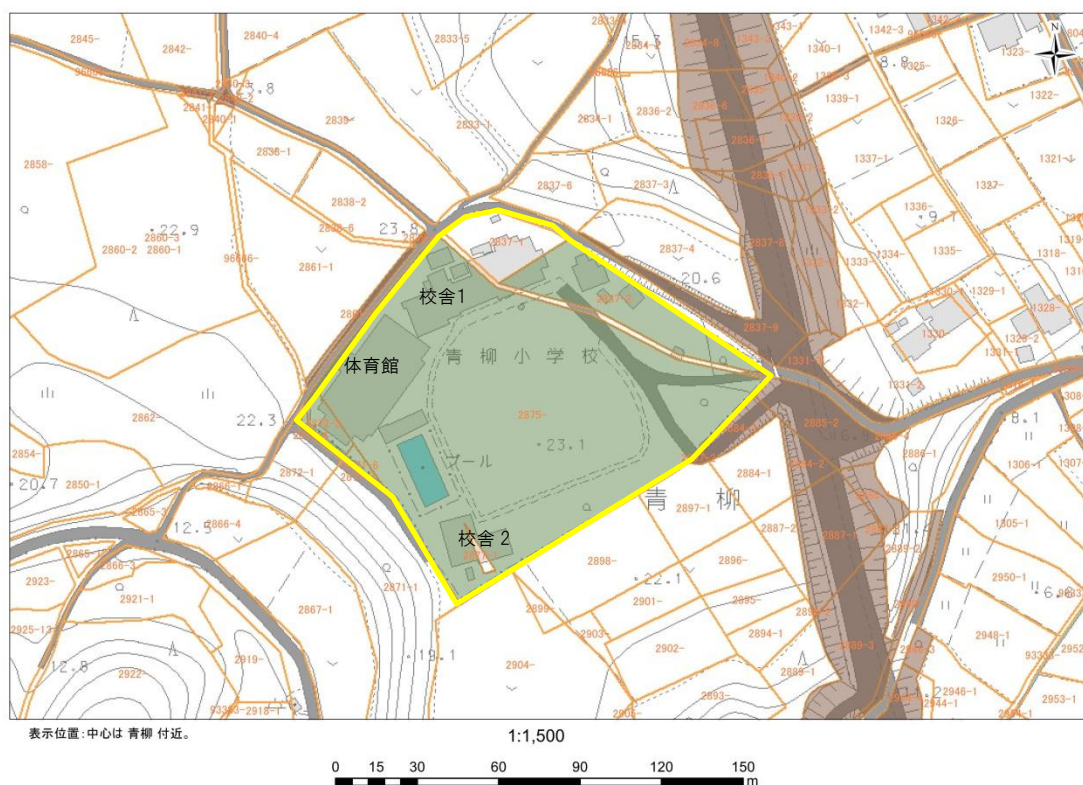
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	S48 築 RC 造 2F 938 m ²	○	S47
	校舎 2	S49 築 RC 造 2F 1,167 m ²	○	S48
	校舎 3	S60 築 RC 造 2F 478 m ²	○	S59
	体育館	H11 築 RC 造 2F 1,031 m ²	○	H27
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	合併／接触曝気 90 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：16,970 m ²		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

⑤ 青柳小学校〔平成28年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地

緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市青柳 2875 番地

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※一部借地上	S45 築 RC 造 2F 1,284 m ²	○	S44
	校舎2 ※一部借地上	S48 築 RC 造 1F 211 m ² (旧幼稚園舎)	○	S47
	体育館 ※投票所	H8 築 RC 造 2F 883 m ²	○	H27
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	校舎1：合併／分離接触曝気 40 人槽 校舎2：単独／全曝気 30 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：12,854 m ² (赤道、借地含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

(2) 銚田南中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H31 年度〕

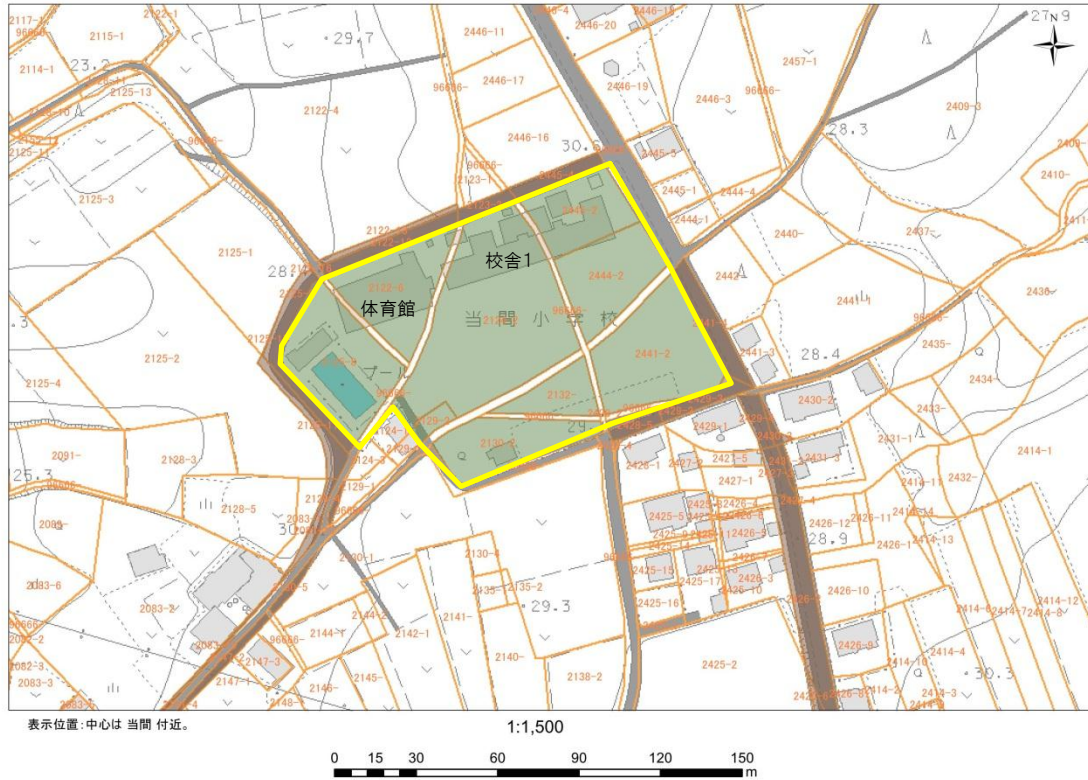
学校名		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
項目		当間小	銚田小	諏訪小	新宮小	大竹小	野友小	串挽小
敷地面積		10,526 m ² 他に赤道有	6,951 m ² 他に借地有	18,507 m ²	6,110 m ² 他に借地有	16,034 m ²	24,776 m ²	8,271 m ² 他に借地有
校舎 1	建築年	S52.2	S44.4	S54.3	S53.8	S55.12	S46.2	S50.12
	構造	RC	RC	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	2	3	2	2	2	2	2
	延床面積	1,657 m ²	1,774 m ²	1,849 m ²	1,738 m ²	1,938 m ²	1,237 m ²	1,498 m ²
	耐震診断	0.79	0.7	0.93	0.97	0.75	0.76	0.77
	国庫補助	S50	H27	S53	S52	S54	H27	S49
校舎 2	建築年		S46.3	S59.3		S58.3		S59.3
	構造		RC	RC		RC		RC
	階層		3	1		1		2
	延床面積		1,899 m ²	260 m ²		328 m ²		446 m ²
	耐震診断		0.71	—		—		—
	国庫補助		H27	S58		S57		S58
体育館	建築年	S53.3	S47.6	S51.3	S54.6	S56.3	S50.6	S52.3
	構造	S	S	S	S	S	S	S
	階層	2	1	2	2	2	1	2
	延床面積	540 m ²	802 m ²	540 m ²	545 m ²	608 m ²	408 m ²	540 m ²
	耐震診断	0.7	0.84	0.8	0.84	0.71	0.80	0.75
	国庫補助	H23	H26	H25	H23	H26	H25	H25
その他	建築年		S55.3					H1.9
	構造		RC					S
	階層		3					1
	延床面積		317 m ²					246 m ²
	耐震診断		0.76					—
	国庫補助		H27					—
			校舎 3					校舎 3

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

① 当間小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市当間 2122 番地 6

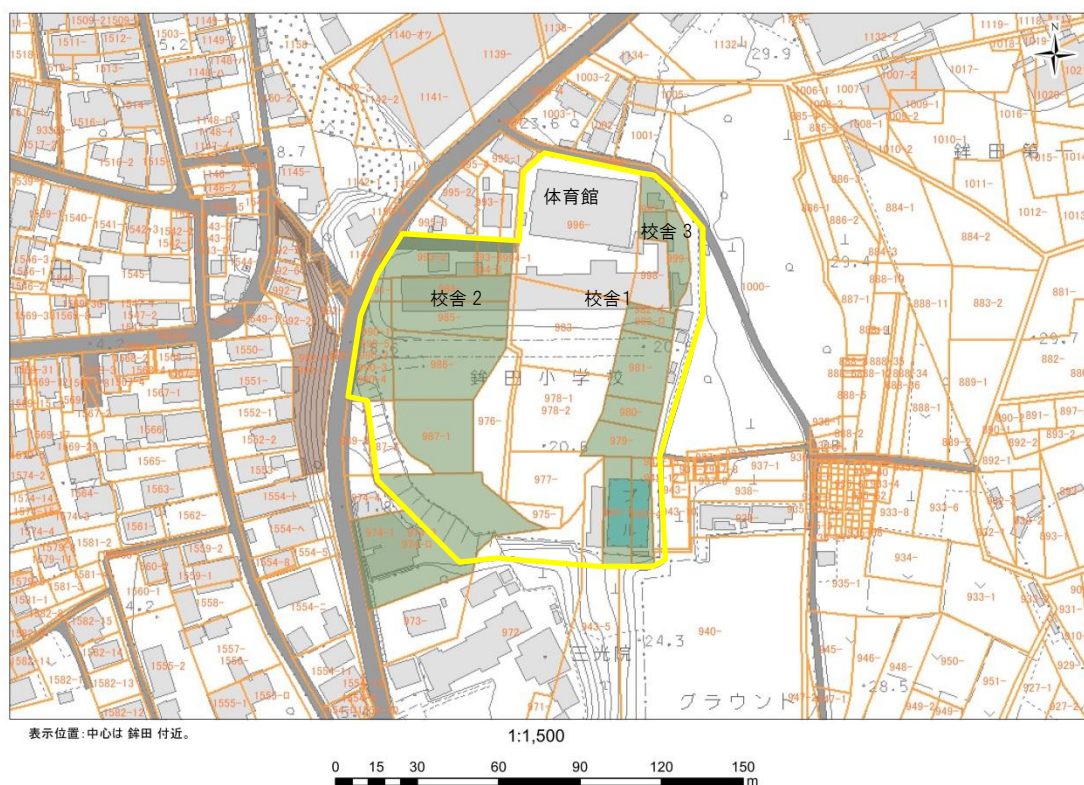
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	S52 築 RC 造 2F 1,657 m ²	○	S50
	体育館	S53 築 S 造 2F 540 m ²	○	H23
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	合併／長時間曝気 95 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：10,526 m ² (赤道含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

② 銚田小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市銚田 986 番地

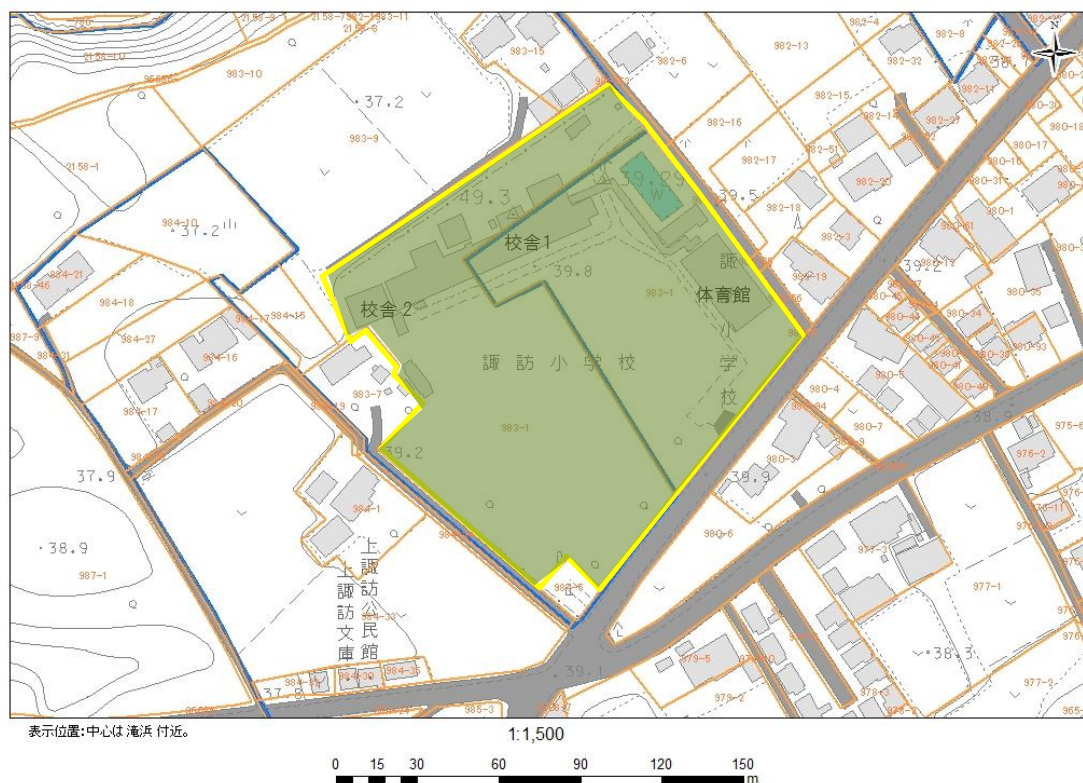
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※借地上 投票所	S44 築 RC 造 3F 1,774 m ²	○	H27
	校舎2	S46 築 RC 造 3F 1,899 m ²	○	H27
	校舎3	S55 築 RC 造 3F 317 m ²	○	H27
	体育館 ※借地上	S47 築 S 造 1F 802 m ²	○	H26
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	公共下水		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：6,951 m ² (赤道、借地含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

③ 諏訪小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市柏熊 983 番地

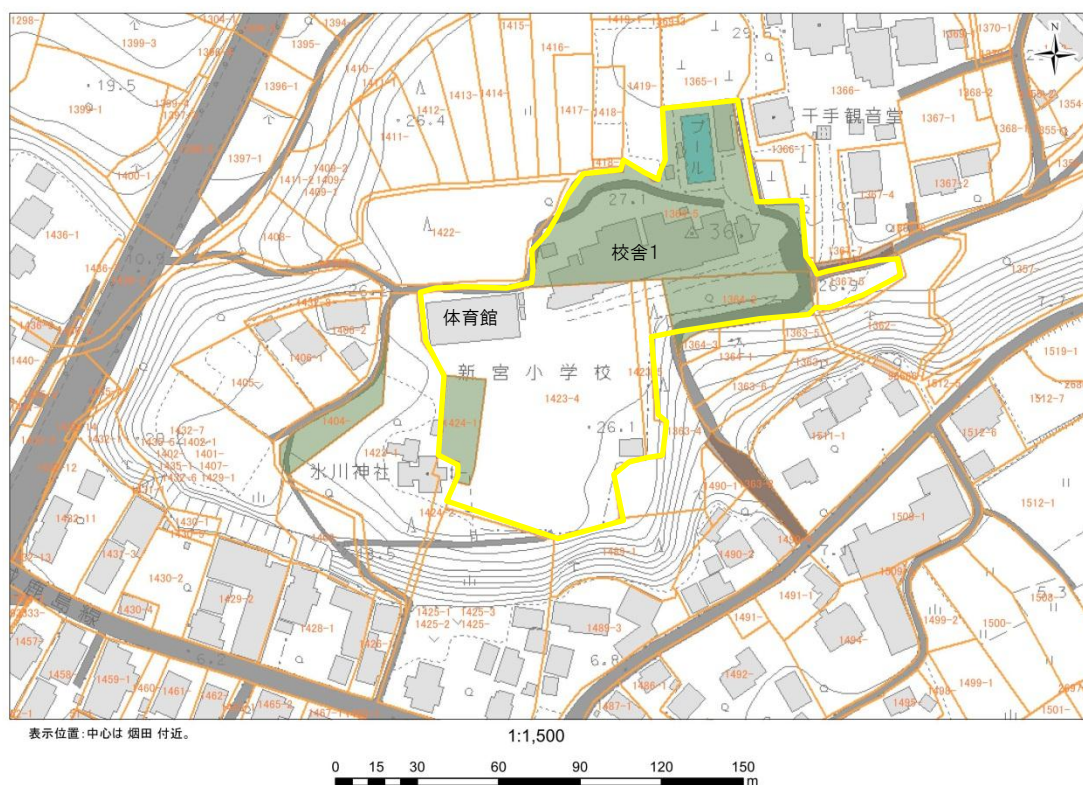
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1	S54 築 RC 造 2F 1,849 m ²	○	S53
	校舎2	S59 築 RC 造 1F 260 m ²	○	S58
	体育館 ※投票所	S51 築 S 造 2F 540 m ²	○	H25
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	合併/長時間曝気 90 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：18,507 m ²		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

④ 新宮小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市畑田 1421 番地

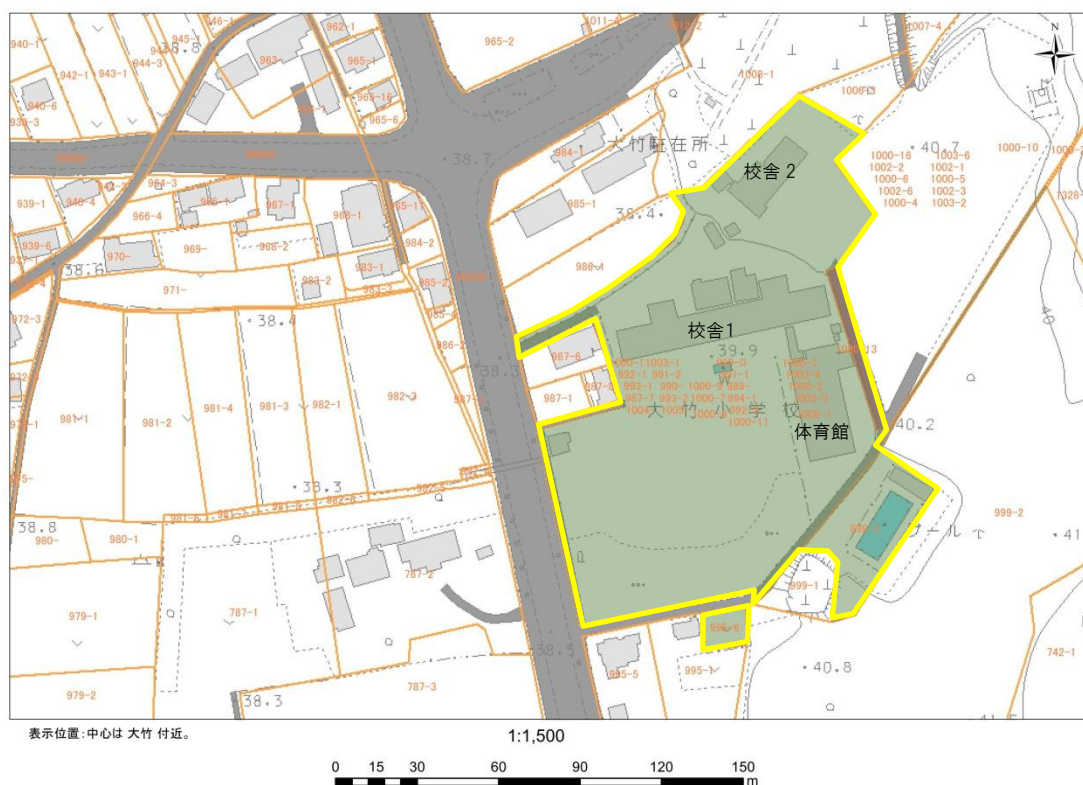
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※一部借地上	S53 築 RC 造 2F 1,738 m ²	○	S52
	体育館 ※借地上 投票所	S54 築 S 造 2F 545 m ²	○	H23
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	公共下水		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：6,110 m ² (赤道、借地含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

⑤ 大竹小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市大竹 990 番地

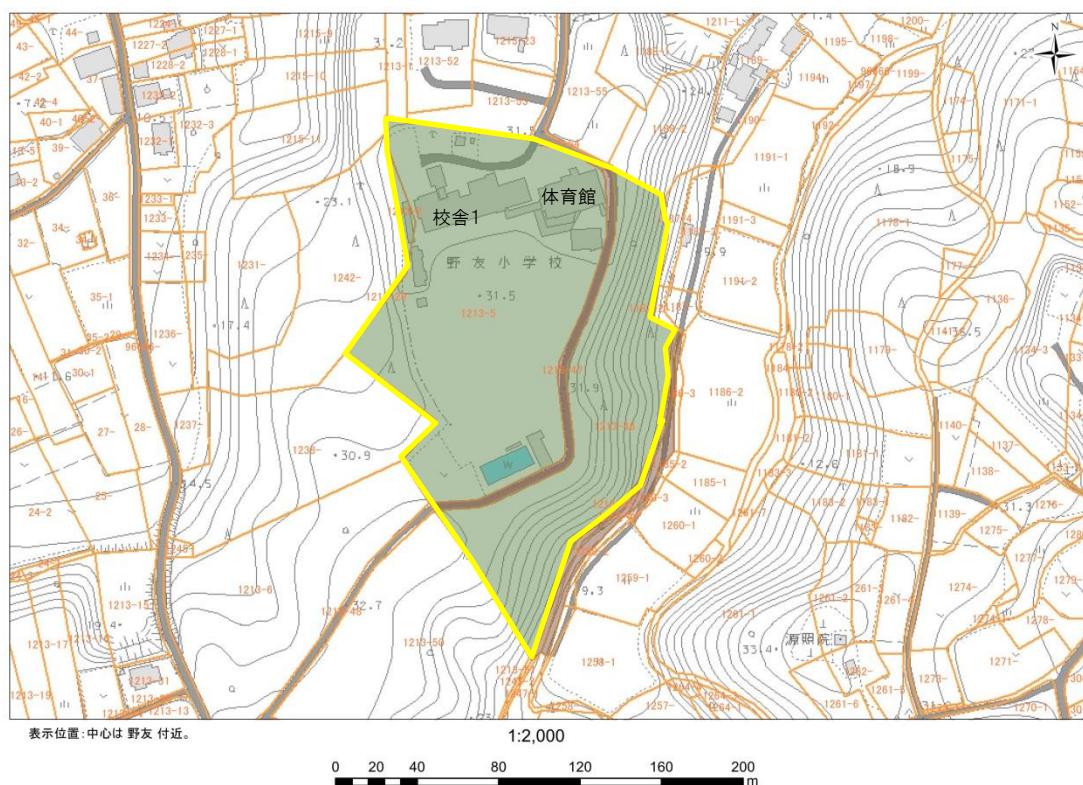
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	S55 築 RC 造 2F 1,938 m ²	○	S54
	校舎 2	S58 築 RC 造 1F 328 m ² （旧幼稚園舎）	○	S57
	体育館 ※投票所	S56 築 S 造 2F 608 m ²	○	H26
設備等	プール	（解体撤去）		
	汚水処理施設	合併／長時間曝気 108 人槽		
	遊具	（移設又は撤去）		
土地	校庭	市有面積：16,034 m ²		

注）赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

⑥ 野友小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市野友 1213 番地 5

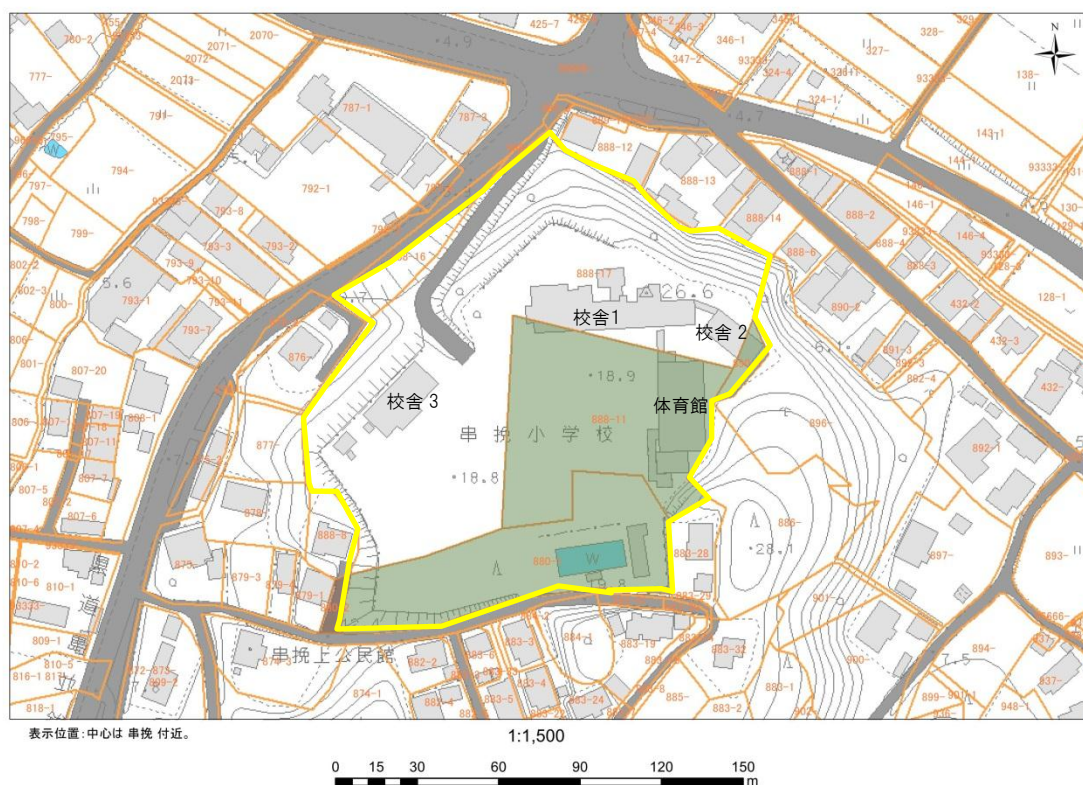
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1	S46 築 RC 造 2F 1,237 m ²	○	H27
	体育館	S50 築 S 造 1F 408 m ²	○	H25
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	単独/分離曝気 75 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：24,776 m ² (アスレチックフィールド含む)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

⑦ 串挽小学校〔H31年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：鉾田市串挽 888 番地 11

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1 ※借地上 投票所	S50 築 RC 造 2F 1,498 m ²	○	S49
	校舎 2 ※借地上	S59 築 RC 造 2F 446 m ²	○	S58
	校舎 3 ※借地上	H1 築 S 造 1F 246 m ² (旧幼稚園舎)	—	—
	体育館	S52 築 S 造 2F 540 m ²	○	H25
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	校舎 1, 2：合併／流量調整嫌気床担体流動浮上濾過 50 人槽 校舎 3：単独／分離接触曝気 15 人槽 プール：(解体撤去) 単独／全曝気 30 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：8,271 m ² (借地含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

(3) 大洋中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H34年度〕

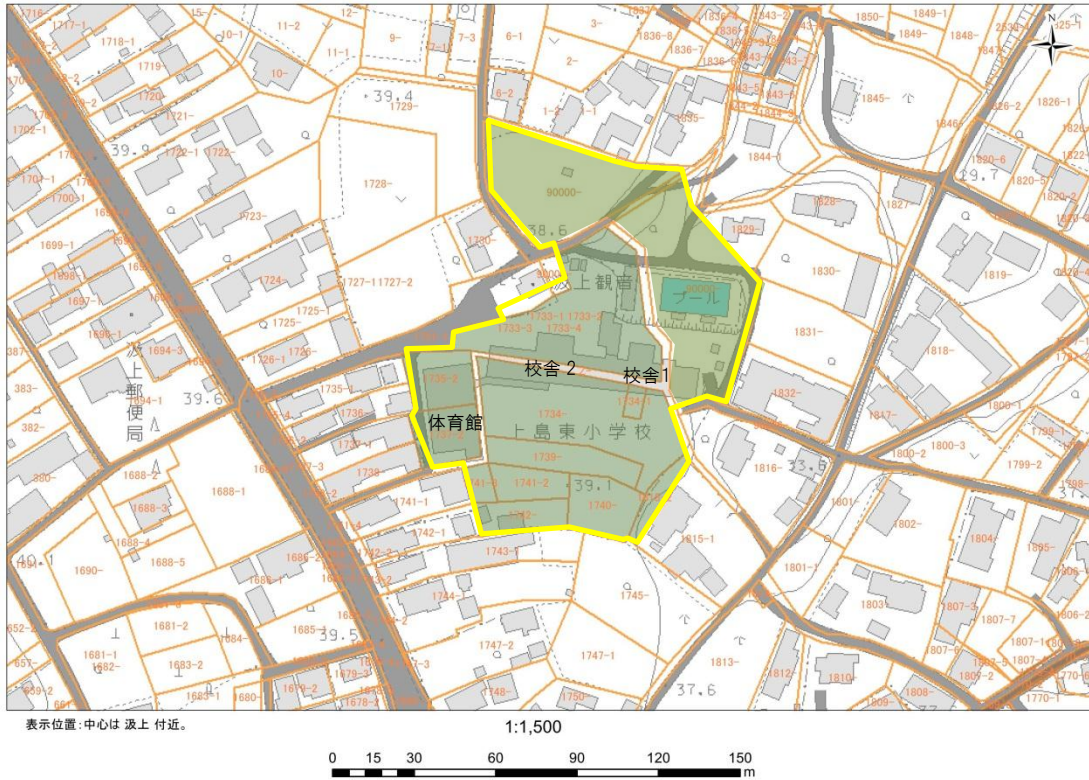
学校名		①	②	③	④
項目		上島東小	上島西小	白鳥東小	白鳥西小
敷地面積		11,578 ㎡ 他に借地有	24,301 ㎡	14,303 ㎡ 他に赤道有	21,473 ㎡ 他に赤道有
校舎 1	建築年	S58.3	S53.3	S49.3	S52.3
	構造	RC	RC	RC	RC
	階層	3	2	3	3
	延床面積	1,229 ㎡	1,240 ㎡	1,562 ㎡	1,936 ㎡
	耐震診断	—	0.93	0.71	0.77
	国庫補助	S57	S52	H27	S51
校舎 2	建築年	S59.3		S54.3	
	構造	RC		RC	
	階層	3		3	
	延床面積	1,506 ㎡		482 ㎡	
	耐震診断	—		0.71	
	国庫補助	S58		H27	
体育館	建築年	S53.3	S55.3	S54.3	S54.3
	構造	S	S	S	S
	階層	1	1	1	1
	延床面積	504 ㎡	532 ㎡	748 ㎡	748 ㎡
	耐震診断	0.73	1.14	1.37	1.98
	国庫補助	H22	H23	H28	H27
その他	建築年				
	構造				
	階層				
	延床面積				
	耐震診断				
	国庫補助				

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

① 上島東小学校〔平成34年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市汲上 1734 番地

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※投票所	S58 築 RC 造 3F 1,229 m ²	○	S57
	校舎2	S59 築 RC 造 3F 1,506 m ²	○	S58
	体育館	S53 築 S 造 1F 504 m ²	○	H22
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	単独/分離接触曝気 140 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：11,578 m ² (赤道、借地含まず) ※国土調査前		

7 対象施設の概要

② 上島西小学校〔平成34年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

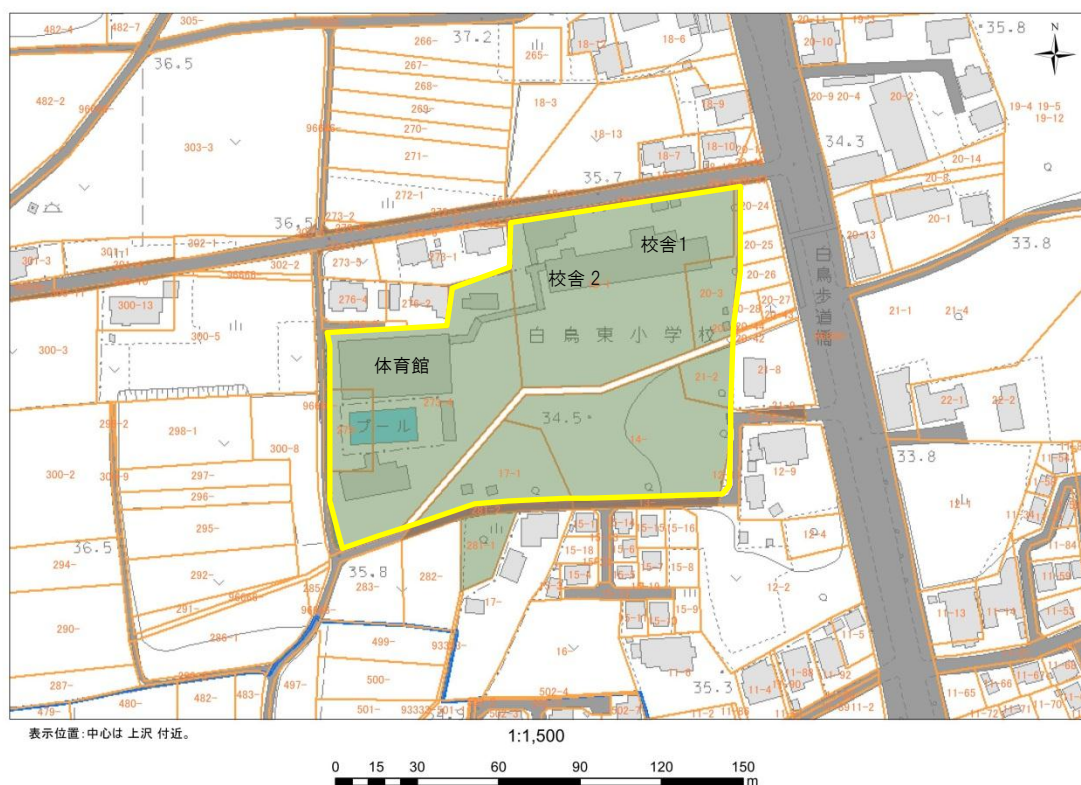
【施設概要】 代表所在地：銚田市梶山 1505 番地 1

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	S53 築 RC 造 2F 1,240 m ²	○	S52
	体育館	S55 築 S 造 1F 532 m ²	○	H23
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	農業集落排水		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：24,301 m ²		

7 対象施設の概要

③ 白鳥東小学校〔平成34年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】代表所在地：銚田市上沢14番地

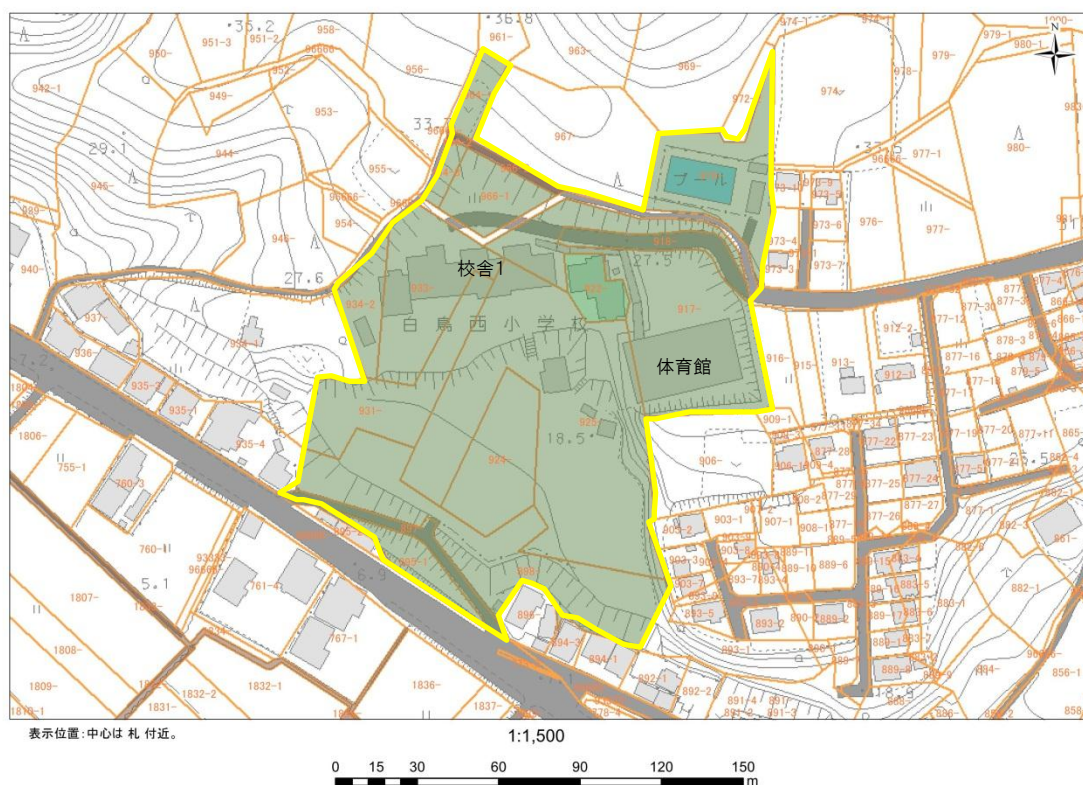
施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1	S49 築 RC 造 3F 1,562 m ²	○	H27
	校舎2 ※投票所	S54 築 RC 造 3F 482 m ²	○	H27
	体育館	S54 築 S 造 1F 748 m ²	○	H28
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	校舎1, 2：単独/全曝気 100 人槽 体育館：単独/全曝気 20 人槽 屋外トイレ：合併/嫌気ろ床接触曝気 5 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：14,303 m ² (赤道含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

④ 白鳥西小学校〔平成34年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市札 925 番地

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎 1	S52 築 RC 造 3F 1,936 m ²	○	S51
	体育館	S54 築 S 造 1F 748 m ²	○	H27
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	校舎 1：単独／全曝気 100 人槽 校庭：単独／分離接触曝気 7 人槽 給食室脇：合併／嫌気ろ床接触曝気 5 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：21,473 m ² (赤道含まず)		

注) 赤字は閉校時点では補助制限有り

7 対象施設の概要

(4) 旭中学区統合小学校による閉校施設一覧〔H37年度〕

学校名		①	②	③	④
項目		旭東小	旭南小	旭西小	旭北小
敷地面積		28,872 m ²	21,331 m ²	19,138 m ²	22,154 m ² 他に赤道有
校舎 1	建築年	S58.2	S49.2	S51.1	S53.1
	構造	RC	RC	RC	RC
	階層	2	2	2	2
	延床面積	756 m ²	1,833 m ²	1,874 m ²	2,326 m ²
	耐震診断	—	0.70	0.80	0.71
	国庫補助	S57	S48	H17	H27
校舎 2	建築年	H14.3	S57.3	H6.3	
	構造	RC	RC	RC	
	階層	2	2	2	
	延床面積	112 m ²	801 m ²	351 m ²	
	耐震診断	—	0.72	—	
	国庫補助	—	S56	H5	
体育館	建築年	S55.3	S54.2	S54.7	S56.3
	構造	RC	RC	RC	RC
	階層	1	1	1	1
	延床面積	742 m ²	748 m ²	748 m ²	748 m ²
	耐震診断	1.38	1.44	0.93	1.45
	国庫補助	H19	H22	H15	H22
その他	建築年	H13.10			
	構造	RC			
	階層	2			
	延床面積	2,414 m ²			
	耐震診断	—			
	国庫補助	H12			
		校舎3			

7 対象施設の概要

① 旭東小学校〔平成37年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

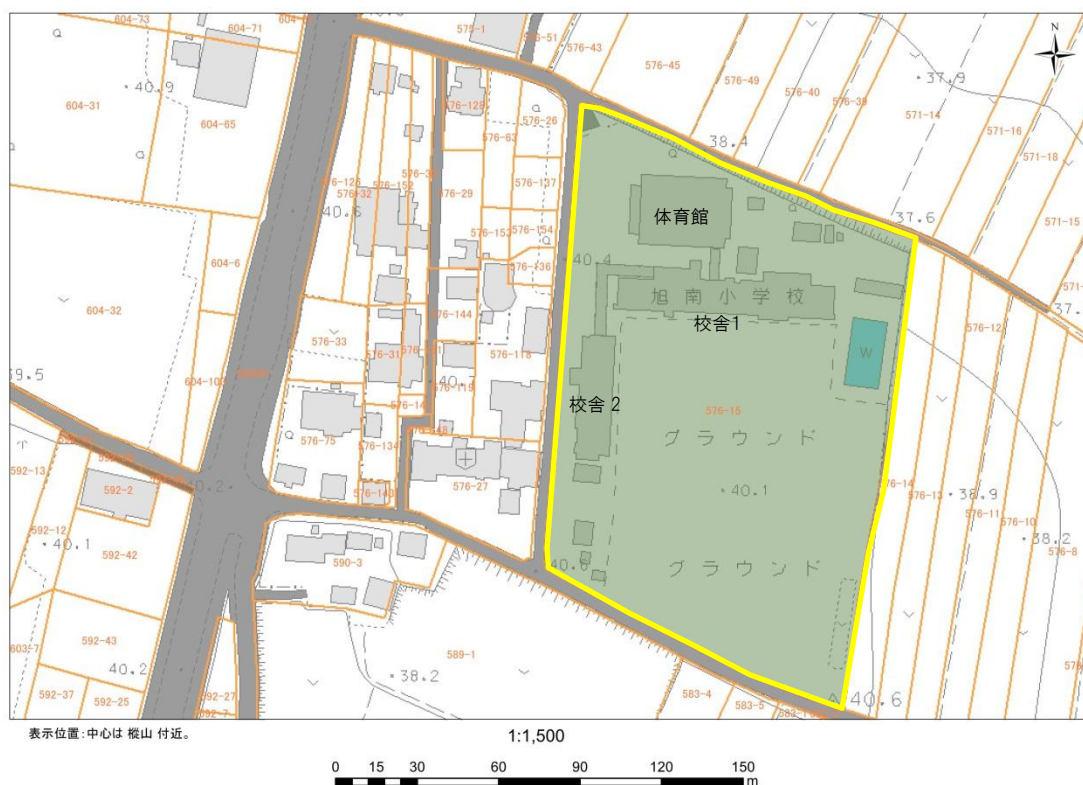
【施設概要】 代表所在地：銚田市荒地 604 番地

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※投票所	S58 築 RC 造 2F 756 m ²	○	S57
	校舎2	H14 築 RC 造 2F 112 m ²	○	—
	校舎3	H13 築 RC 造 2F 2,414 m ²	○	H12
	体育館	S55 築 RC 造 1F 742 m ²	○	H19
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	合併／膜分離活性汚泥 70 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：28,872 m ² (実習農場含む)		

7 対象施設の概要

② 旭南小学校〔平成37年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市縦山 576 番地 16

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※投票所	S49 築 RC 造 2F 1,833 m ²	○	S48
	校舎2	S57 築 RC 造 2F 801 m ²	○	S56
	体育館	S54 築 RC 造 1F 748 m ²	○	H22
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	校舎1：単独／分離接触曝気 50 人槽 校舎2：単独／分離接触曝気 50 人槽 屋外トイレ：合併／分離接触曝気 14 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：21,331 m ²		

7 対象施設の概要

③ 旭西小学校〔平成37年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

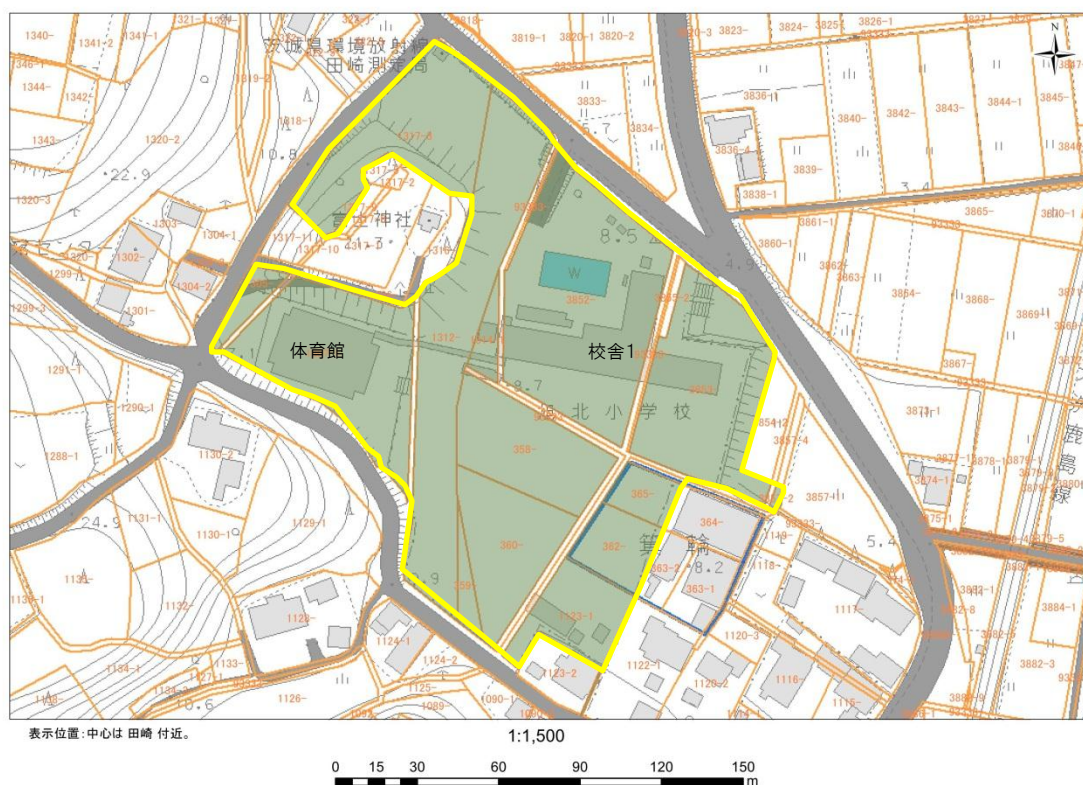
【施設概要】 代表所在地：銚田市鹿田 904 番地 5

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※投票所	S51 築 RC 造 2F 1,874 m ²	○	H17
	校舎2	H6 築 RC 造 2F 351 m ²	○	H5
	体育館	S54 築 RC 造 1F 748 m ²	○	H15
設備等	プール	(解体撤去)		
	汚水処理施設	合併／接触曝気 70 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：19,138 m ²		

7 対象施設の概要

④ 旭北小学校〔平成37年3月閉校〕

学校施設図面（平成27年1月現在）



黄色線内 学校用地 緑色区域 市有地

【施設概要】 代表所在地：銚田市田崎 3852 番地

施設名		概要	耐震強度	最終補助年
建物	校舎1 ※投票所	S53 築 RC 造 2F 2,326 m ²	○	H27
	体育館	S56 築 RC 造 1F 748 m ²	○	H22
設備等	プール	(解体撤去)		
	污水处理施設	校舎1：合併／長時間曝気 95 人槽 屋外トイレ：合併／嫌気ろ床接触曝気 10 人槽		
	遊具	(移設又は撤去)		
土地	校庭	市有面積：22,154 m ² (赤道含まず)		

8 資料編

(1) 銚田市有財産最適活用検討委員会設置要綱(平成 28 年 2 月 25 日訓令第 6 号)

(目的)

第 1 条 公共施設等の老朽化対策が問題となり、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の需給が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化をするとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための方針決定を行うことを目的とする。

(設置)

第 2 条 銚田市が所有する公共施設の最適な保有、運営、維持、管理を行うために、方針決定や関連する計画策定を実施するために必要な事項を調整・協議する銚田市有財産最適活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第 3 条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画策定に関する調査及び研究
- (2) 公共施設等総合管理計画策定に関して必要な資料の収集及び素案の作成
- (3) 小学校統廃合に伴う跡地利用計画策定についての方針
- (4) 小学校統廃合に伴う跡地利用計画に関する事項
- (5) その他公共施設の最適化に関する必要事項の決定

(構成)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長、副委員長には総務部長、委員には別表 1 に掲げる職にあるものを充てるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第 6 条 委員会の補助機関としてワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは別表 2 に掲げる職にあるものを充てるものとする。

3 ワーキングチームは委員長の命を受けて、各課等の連絡調整並びに情報収集等、委員会の事務に従事する。

4 ワーキングチームの会議は、必要に応じて財政課長が招集する。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、議事に関係のある市職員、関係行政機関の職員、学識経験者を有するもの及びその他の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

8 資料編

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、財政課に置く。

2 事務局職員は、委員会の会議に出席し、発言することができる。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

役 名	職 名
委員 長	副市長
副委員長	総務部長
委 員	市民部長
委 員	建設部長
委 員	産業経済部長
委 員	上下水道部長
委 員	健康福祉部長
委 員	教育部長

別表2 (第6条関係)

職 名	
総務課長補佐	介護保険課長補佐
企画課長補佐	健康増進課長補佐
財政課長補佐	社会福祉課長補佐
生活環境課長補佐	子ども家庭課長補佐
税務課長補佐	教育総務課長補佐
産業経済課長補佐	新しい学校づくり推進室長補佐
商工観光課長補佐	生涯学習課長補佐
道路建設課長補佐	水道課長補佐
都市計画課長補佐	旭市民センター長補佐
下水道課長補佐	大洋市民センター長補佐

8 資料編

(2) 公立学校施設の財産処分の手続

【原則】

- 国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要。
- 本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。

【公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化】

国庫補助金相当額の国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取組を支援

<国庫補助事業完了後 10 年以上経過し、次のいずれかに該当>

- ・無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取り壊し）（相手先は問わない）
- ・国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手を問わず、有償貸与・有償譲渡

<国庫補助事業完了後 10 年未経過で、次のいずれかに該当>

- ・耐震補強事業等を実施した建物等の無償による財産処分
- ・大規模改造事業等で、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分
- ・特別支援学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
- ・特別支援学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分（当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）
- ・市町村合併に伴い、学校統合等をした建物等の無償による財産処分
- ・学校統廃合後に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与

8 資料編

(3) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

総財務第74号

平成26年4月22日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣 新藤 義孝

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。

8 資料編

(4) 銚田市総合計画 後期基本計画【2012～2016年度】

5-3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

◇分権型社会に対応した財政運営

市有地の有効活用…市有地（普通財産）の有効活用を検討するとともに、売却可能資産について、適宜売払いを推進する

(5) 第2次銚田市行政改革大綱【平成26年度～30年度】

方針1「選択と集中」による効率的・効果的な行政の推進

(3) 公共施設の効率的な設置・運営

公共施設については、利用者のニーズや利用状況を的確に把握し、広域的な利用や需要の多い用途への転用、施設の改修など、できる限り既存施設の有効活用を図ります。また、社会変化などにより市民ニーズが薄れた施設や老朽化の著しい施設のほか、用途・機能の類似する施設については、休廃止を含め、その必要性、指定管理者制度の導入を含めた管理運営のあり方、コスト面や市民の意見など多角的に検討した上で整理統合を進め、新設や建替えをする場合についても、効率的・効果的な施設の設置に努めます。

推進項目

- ① 公共施設の有効活用
- ② 公共施設のあり方についての検討（継続）

8 資料編

(6) 銚田市公立学校施設再編計画基本構想（基本計画）

第2部 基本構想 第3章 基本構想の基本方針

6 学校施設及び跡地の活用

(1) 転用利用計画の策定にあたって

- ① 貴重な空間として、市政の課題を解決するための学校統合跡地の活用学校統合跡地は、市民の共有財産であり、貴重な空間です。

このため、跡地を地域の活性化のために活用していくのはもちろんのこと、市の総合計画に掲げる市政のさまざまな課題を解決し、良好なまちづくりを進め、市民福祉の向上を図るために最大限に活用できるよう、その利用計画を策定します。

- ② 防災の拠点としての学校統合跡地の活用

小学校は、その多くが市街地に立地しています。現在、市立小学校は災害時の避難所予定施設に位置付けられていることから、統合によって、避難住民を受け入れる施設が減少するなどの問題が生じます。

このため、跡地利用にあたっては、避難所予定施設として活用できるよう、必要な防災関係の設備を備えるほか、なるべくオープンスペースを残すなど、防災面の機能を考慮した計画を策定します。

第3部 基本計画 第2章 施設の転用利用計画

1 廃校施設に係る基本方針

廃校となる学校の施設の利用については、引き続き利用を検討する施設と基本的に閉鎖を予定している施設に区分し、地域住民と十分に協議しながら検討することを基本とします。また、学校耐震化結果や市の財政状況等を踏まえ、今後検討していくものとします。

2 廃止、利用（転用）実施計画

(1) 引続き利用を検討する施設の方向性

- ① 市内の教育施設すべてが、緊急時の避難施設として認定されていることから、耐震性が担保できなければ、代替施設等の有無を検討するとともに、防災担当課及び地域住民の方々と協議するものとします。
- ② 地域住民の利用がある屋内運動場については、引き続き使用できる方向で利用団体と協議するものとします。

8 資料編

- ③ 廃校となる施設の維持管理等については、地元住民との協働を柱に検討していくことを基本とします。
- ④ 施設の耐震化については、活用方針に合わせて耐震化を図り、経費節減に努めるものとします。

(2) 閉鎖を予定している施設の方向性

- ① 廃校となる学校の施設については、耐震性を担保するものではないことから、閉鎖することを基本とします。
- ② 地域コミュニティとして有効活用等の要望がある場合は、地域住民と十分協議するものとします。
- ③ 廃校後の学校の用途については、地域コミュニティとしての機能はもとより、協働あるいは、地域活性化への寄与等も視野に入れ、転用・払い下げ等も含めて柔軟に検討するものとします。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

銚田市学校跡地利用基本方針

平成 28 年 10 月発行

編 集 銚田市総務部財政課

発 行 銚田市
〒311-1592
茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
電話 0291 (33) 2111

